

臨床呼吸器教育研究会 CREATE

- 会則 -

第1章 総則

第1条 本研究会を「臨床呼吸器教育研究会」と称する。

略称をCREATE（クリエイト）とする。

*Clinical Respiratory Association for Training and Education の略

第2条 本研究会の事務局を当分の間、下記に置く。

医療法人鉄蕉会 亀田総合病院

呼吸器内科

事務責任者 中島 啓

住所 〒296-8602 千葉県鴨川市東町929番地

TEL 0470-92-2211

第2章 目的および事業

第1条 本研究会は、日本の呼吸器科の発展に寄与することを理念とする。

本研究会の目的は以下である。

- (1) 日本の呼吸器疾患の診療水準の向上を推進すること。
- (2) 呼吸器疾患の実地診療が行える医師の育成・支援をすること。
- (3) メーリングリストなどによる情報交換と学術集会等を通して臨床呼吸器疾患分野の充実、拡大に貢献すること。
- (4) メーリングリストなどによる情報交換と学術集会等を通して呼吸器疾患コントロールに不可欠である疫学・公衆衛生学的視点を培う。
- (5) 予防医学（旅行医学、ワクチン等）に対しての啓発活動。

第2条 本研究会は前条を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) 年1～2回のセミナーの運営
- (2) FACEBOOKグループの運営
- (3) ホームページの運営
- (4) その他の事業

第3章 運営

第1条

- (1) 本研究会に、世話人会および事務局を置く。
- (2) 本研究会は、世話人会の合議により運営される。
- (3) 世話人会は原則として、セミナーなどの事業の前日または当日などに開催され、本研究の運営およびセミナー等の事業の開催内容（日時、場所、テーマ、講演内容など）を協議し決定する。
- (4) 本研究会セミナーその他の事業の開催は当番世話を設置し、当番世話人が中心となり運営する。
- (5) 世話人の選出および変更は世話人会で決定する。
- (6) 本研究会は、会員、本会の目的に賛同する医師および研究者並びにその他の者の会費および寄付等によって運営する。

第4章 会員

第1条 本研究会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員は本研究会の目的に賛同し、調査・研究を行う研究者とする。
- (2) 正会員の入会・退会においては、規約をおかず自由とする。

第5章 役員

第1条 本研究会には次の役員をおく。

- (1) 代表世話人 1名
- (2) 世話人 10名（代表世話人含む）。ただし、必要に応じ、増減は認める。
- (3) 会計監査監事 1名
- (4) 顧問 若干名

第6章 世話人およびオブザーバー（次期世話人候補者）

第1条 世話人会は過半数以上の出席によって成立し（委任状を含む）、出席者の過半数の賛否を持って議決する。

- (1) 代表世話人は任期を2年とする。再選は可能とする。
- (2) 世話人は任期を2年とする。再選は可能とする。
- (3) 世話を新たに選出する際は、少なくとも2名の世話人の推薦を必要とし、オブザーバーを経てからとする。オブザーバーから世話人への承認は少なくとも1年間を必要とする。
- (4) 世話人の選出に関しては、年齢、性、宗教、人種など多様性に十分配慮して選出するものとする。とくに性に関しては男性、女性、その他、などが著しく偏らないよう配慮する。

- (5) オブザーバーは次期世話人候補の者であり、選出に際しては少なくとも2名の世話人の推薦を必要とする。なおオブザーバーは世話人会、本研究会セミナーおよびその他の事業に参加できる。ただし、議決権は持たないものとする。

第2条 世話人会は次の任務を行う。

- (1) 世話人およびオブザーバーの選出ならびに辞任の承認。
- (2) 世話人会の年1回以上の開催。
- (3) セミナーなどの事業の予算、決算の承認。
- (4) 当番世話人の選出などその他の事業の運営。

第7章 顧問

第1条 本研究会は、若干名の顧問を設置することができる。

本研究会の顧問は、次の資格をそなえる者であること。

- (1) 呼吸器疾患の領域において卓抜な見識、業績をもつ者。
- (2) 本研究会の発展に多大な貢献をした者。

顧問の推薦にあたっては、少なくとも2名の世話人の推薦を必要とする。世話人会は、顧問に適格か否かを決定する。なお顧問は世話人会や本研究会セミナーなどその他の事業について参加することが可能であり、世話人から意見を求められた際などに意見をることができる。ただし、議決権は持たないものとする。

第8章 会費

第1条 本研究会の会費は、各種セミナーなどの事業の際に徴収する。

第9章 会計および会計年度

第1条 1名以上の会計担当を事務局におき、収支を事務局が管理し世話人会の承認を要する。世話人が会計担当を兼務することを妨げない。

第2条 本研究会の会計年度は1月1日より12月31日とし、毎年世話人会において報告する。

第3条 1名以上の会計監査を事務局以外におき、会計監査を実施する。世話人が会計監査を兼務することを妨げない。

第4条 会費は世話人会にて決定する。

銀行口座名

千葉銀行 鴨川支店 (店番229) 普通 3507982

臨床呼吸器教育研究会 代表世話人 中島 啓

リンショウコキュウキキョウイクケンキュウカイダイヒョウセワニンナカシマケイ

第10章会則の変更

第1条 本会則の変更は世話人会出席者の過半数の承認を必要とする。

臨床呼吸器教育研究会CREATE名簿

役員名簿

代表世話人：中島啓

世話人：宮本篤、丸毛聰、櫻井隆之、福山一、中原善朗、出雲雄大、飛野和則、森本耕三、重田文子

オブザーバー：刀祢麻里、藤岡遙香、吉松由貴

会計監査監事：福山一

事務局代表・会計担当：中島啓

附則

施行：2018年2月1日

一部改訂：2019年9月1日

一部改訂：2021年7月28日

一部改訂：2023年8月7日（世話人の追加、メーリングリスト運営の削除）

一部改訂：2024年7月6日（世話人、オブザーバー、顧問などについて修正・追記）